

浜松市海外展開事業化可能性調査費補助金交付要綱

（目的）

第1条 市長は、中小企業者等の事業展開を拡大し、もって地域産業の振興及び雇用の拡大に資するため、海外展開を検討する浜松市内（以下「市内」という。）の中小企業者等が実施する事業化可能性調査に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（補助事業者）

第2条 補助の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に本社機能を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者）又は市内に本社機能を有する中小企業者2者以上の者で組織された共同体であること。
- (2) 市税を滞納していないこと
- (3) 給与所得者を雇用する場合、市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者の指定を受けていること又は指定されていないことについて正当な理由があること
- (4) 市内に本社等の事業所を残し、海外展開を図る計画を有すること
- (5) 海外販路開拓又は海外拠点設立を検討するものであること
- (6) 当該年度に本補助金の交付決定を受けていないこと

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、交付の対象とすることができない。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、海外販路開拓又は海外拠点設立に向けた事業可能性調査とし、次の各号の要件を全て満たす事業とする。

- (1) 補助事業者が検討する海外販路開拓又は海外拠点設立に向けた計画の実現可能性や

採算性などを多角的に調査するもの

(2) 前号に規定する調査結果を基に海外展開に関する事業計画を作成するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象外とする。

(1) 海外展開に関係のない事業

(2) 海外販路開拓に向けた調査及び事業計画の作成においては、事業可能性調査ではなく単に販売促進又は営業を目的とした事業

(3) 海外拠点設立に向けた調査及び事業計画の作成においては、海外拠点の設立準備等に関する事業

(4) 国・地方公共団体等が実施する他の補助金事業に採択され、補助金の交付を受ける事業

(5) 公序良俗に反する事業

(6) 法令に違反する事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち、次の各号に規定する経費とする。

(1) 国内外において実施する調査委託費用

(2) 専門家への相談費用

(3) 前2号に規定する調査・相談及びテストマーケティング出展に係る通訳・翻訳費用

(4) テストマーケティング出展料

2 前項の規定にかかわらず専門家による海外渡航費のみの申請、通信運搬費、各種税金及び振込手数料等は補助対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、500千円を限度とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、補助金の交付決定の日からその日が属する年度の2月末日までとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、浜松市海外展開事業化可能性調査費補助金交付申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、次の各号に掲げる書類を付して、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(1) 定款の写し、履歴事項全部証明書（発行から3か月以内のもの）、パンフレット等の会

社概要が確認できるもの

- (2) 直近 2 期分の決算書
 - (3) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し
 - (4) 補助対象経費の見積書等の写し
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 共同体で申請する場合は、申請者のうち 1 者を当該共同体の代表者として指定しなければならない。代表者は、共同体を構成する他の申請者を代表し、本補助金の申請、報告、請求及び受領に関する手続きについて、その一切の事務を担うものとする。

(交付の決定)

- 第 8 条 市長は、前条による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、当該申請者に対して浜松市海外展開事業化可能性調査費補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。また、審査において不採択となった申請者には、浜松市海外展開事業化可能性調査費補助金不採択通知書（第 3 号様式）にて通知するものとする。
- 2 市長は前項の審査において、専門家の意見を聞くことができる。

(交付の条件)

- 第 9 条 市長は、補助金の交付決定をする場合において、次の号に掲げる事項について条件を付するものとする。
- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 補助対象事業の内容を変更しようとする場合
 - イ 補助対象事業の経費の配分を変更しようとする場合（対象経費の 20% 以下の変更を除く。）
 - ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 補助金は当該補助対象事業以外の目的に使用しないこと。
 - (3) 補助事業者は、補助対象事業に基づく事業化の状況、売上げ等の経営状況について、補助金の交付を受けた年度終了後 3 年間にわたり、毎年 1 回、追跡調査報告書（第 4 号様式）により、市長に報告すること。
 - (4) 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管すること。
 - (5) 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、事故報告書（第 5 号様式）により、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (6) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合にお

いては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

- (7) 補助金の交付の取り消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は損害遅延金を市に納付すること。
- (8) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(変更の交付申請)

- 第10条 補助事業者は、前条第1号の規定に基づき、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、浜松市海外展開事業化可能性調査費補助金変更承認兼変更交付申請書（第6号様式）をその他必要書類と併せて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めた場合において、交付決定金額に変更が生じるときは、浜松市海外展開事業化可能性調査費補助金変更交付決定通知書（第7号様式）を、交付決定金額に変更が生じないときは、浜松市海外展開事業化可能性調査費補助金変更承認通知書（第8号様式）を補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止)

- 第11条 補助事業者は、第9条第1号の規定に基づき、補助対象事業を中止、又は廃止しようとする場合は、事業中止届（第9号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の中止届の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めた場合において、事業中止承認通知書（第10号様式）を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書)

- 第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定の日が属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、浜松市海外展開事業化可能性調査費補助金補助対象事業実績報告書（第11号様式）をその他必要書類と併せて市長に提出しなければならない。

(交付の確定)

- 第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、浜松市海外展開事業化可能性調査費補助金交

付確定通知書（第 12 号様式）を補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において、専門家の意見を聞くことができる。

（請求の手続き）

第 14 条 補助金交付確定通知書の交付を受けた補助事業者は、補助金交付確定通知書を受領した日から起算して 10 日以内に浜松市海外展開事業化可能性調査費補助金請求書（第 13 号様式）を市長に提出し、補助金を請求しなければならない。

（決定の取り消し）

第 15 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 8 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正行為により補助金の交付決定又は交付確定を受けたとき

(2) 第 9 条の規定に基づく交付の条件に違反したとき

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認める事由が生じたとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、浜松市海外展開事業化可能性調査費補助金交付決定取消通知書（第 14 号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第 16 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還をさせるものとする。

3 市長は、前 2 項の規定による補助金の返還をさせるときは、浜松市海外展開事業化可能性調査費補助金返還命令書（第 15 号様式）により補助事業者へ補助金の返還を請求するものとする。

（加算金及び遅延損害金）

第 17 条 補助事業者は、前条第 3 項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、それを納期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 第 4 項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

（補則）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度から令和 8 年度までの補助金に適用する。